特 集 2

「平成12年版通信白書:特集『ITがひらく21世紀』」について

東京大学法学部教授 石黒 一憲



平成12年6月20日に刊行された「平成12年版通信白書」第1章『ITがひらく21世紀』について、以下に若干のコメントをしておく。

まずもって強調すべきは、この白書において、地域格差是正、女性や高齢者・障害者の社会参加、教育、環境、等々の諸点、即ち「社会的視点」が、経済的なそれと同等の、あるいはそれ以上のものとして、重視されていることである。この白書刊行の約1ヶ月後に出されたG8サミットでの「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章」(いわゆるIT憲章)でも強調された「デジタル・ディバイド」問題への言及を含めて、「平成12年版通信白書」が沖縄IT憲章の重要な基礎を提供したと思われることは特筆に値する。

「平成11年版通信白書」の特集は「インターネット」であったが、今度は「IT」関連の特集であり、その5頁には、「本特集では、21世紀の課題の克服を主なテーマとして、分析を進めていく」、とある。ただ、平成11年版に対しては、橋元良明教授が郵政研究所月報1999年9月号39頁で、「家庭でのインターネット利用」の場合に即して、「やや強引に楽観的観測をアピールしているのではないかと思わせる箇所もあった」との、多少辛口のコメントをしておられる。そのことをも一応念頭に置いた上で、まず、序節から第4節までで私が感じた点を、述べて行こう(以下、引用頁は12年

版のそれ)。

インターネットの対人口普及率(13頁)で、日本は「世界13位」だが、実はアメリカも第5位にとどまっている点など(第1位はアイスランド)一般国民はどこまで知っているのだろうか。また、「ネットのモバイル化」(9頁)との関係で、「モバイル通信の対人口普及率」についても、日本は世界14位だが、イギリスは19位、アメリカは実に23位、といった点(「契約数」ではアメリカが1位、日本は2位)も興味深い。

もとより、数字の取り方にもいろいろあるし、また、何がどこまで重要な数字かについては、常に注意すべきである(石黒『法と経済』[1998年・岩波書店]参照)。だが、情報通信についても、全ての点で日本はアメリカに大きく水をあけられている、との"過度の自身喪失"がいまだに氾濫している今の日本においては、上記の点など、もっと一般国民に強くアピールしておく必要が、あるように思われる。

「電子メール」や「ホームページの閲覧」が個人のインターネット利用の大宗をいまだに占めていること(20頁)は嘆くべきだが、他方、「インターネットコマース」(22頁以下、35頁以下)という言葉には、私は若干抵抗を覚える。「インターネットコマースをはじめとする電子商取引(EC)」(43頁)との表現もあるが、法的制度設

計のあり方を考えれば、曖昧なITという言葉と同様、とりわけ情報通信分野での新語にすぐ飛びつく今の日本の風潮は、そもそも問題なはずである(「デジタル・ディバイド」問題も、「持てる者と持たざる者[the haves and the have nots]」という言葉で自然に表現されていたのに、同様のプラカードの掛け替えがなされている)。所詮は言葉の問題、と思ってその流れに乗っていると、いつの間にか論議の対象がずれてしまっていたりすることは、情報通信分野での国際的論議においても、しばしば私自身体験して来ていることである。

なお、「シニア・高齢者ユーザーにみるインターネット利用の効果」について、「当初インターネットに期待していた目的は、ほぼ達している」とあるが、「趣味・娯楽が増えた」とか、「情報収集がしやすくなった」ことが「当初」の「目的」だったのか(以上、61頁以下)。この白書を全体として読めばそうではないことが別途判明するであろうが、「シニア・高齢者ユーザー」(情報弱者!)にはそこそこのもので十分、という不純なことを考える向きも、居ることは居るのであり、慎重な言葉遣いが必要であろう。

さて、ここで今後の政策・技術の課題を論じた第5・6節に移る。「インターネット・ガバナンスとドメイン・ネーム」(74頁)の項で、「ドメイン・ネーム等の国際的な管理主体」たるICANNという組織への言及がある。そこには、「ドメイン・ネームの登録ビジネスに関しては、我が国からはわずか3社が参加しているのみ」、等の問題も指摘されている。だが、"真にオープンなインターネット"の構築のためには、ICANNの組織運営面での問題を深く抉り出し、それとともに、ITUでも議論されているところの、インターネットのいわゆる「USセントリック問題」(ユーザー急増で必要となる設備増設費をアメリカ側が分担

しようとしない問題)や、インターネットのいわゆる"(Global) Tier One"問題(インターネット接続の最上位部分がC & Wを含む米英5社の、閉鎖的パテント・プール類似の状態にあること

簡単には『諸君!』2000年8月号に書いておいた)についても、言及する必要があったはずである。

「日本を世界のIT革命の創造拠点・最良の実験場」とすべく、その「成功モデルを世界に先駆けて提示する」(69頁)のが究極の、そして正しい政策目標である。そのための全国光ファイバー網構築の「2005年への前倒し」(224頁)だったはずである。

だが、「FTTHについては、中期[5年~10年以内]以降実現」とある(70頁)。「光ファイバー網の整備スケジュール」も、「100%全国」は再度2010年になってしまっている(224頁。にもかかわらず、同頁に「光ファイバー網の整備」は「順調」とあるのも気になる)。

これは、どうしたことであろうか。DSLブーム等に幻惑された結果であろうか。「定額制インターネット料金の日米比較」において、日本のADSL事業者の料金が意外に高いこと[8,050円中の5,500円]は、それ自体として興味深い(95頁)。だが、「アクセス網における技術の進化動向」の図(223頁)における、「100X」(現在の100倍の高速データ量)の時代止まりのADSL(所詮は"つなぎ"!?)と、唯一「1000X」の時代を突き抜けている「光ファイバー」とを、冷静に対比せよ。

他方、2005年頃に「アクセス網については家庭で5~10Mbps」との「展望」(223頁)また、現在の「学校インターネット」(92頁以下)が15 Mbps止まりであることも、「21世紀の課題の克服」(5頁)というこの白書の基本からして、問題なのではなかろうか。

示された法案は既に成立したが、問題は政省令作 りである。曖昧なものが出来てしまったら、「イ 大いに参考とさるべきだと、私は考える。 ンターネットコマースの不安要因」(24頁)は、 一層増幅される。この点では「規制的標準」・

最後に、「電子認証」(81頁)について。そこに 「サービス(品質!)標準」と純粋な技術標準と を組み合わせる、社会安全重視のEUの行き方が、

(以上、平成12年7月30日)